

カタクチイワシ瀬戸内海系群の 資源管理について② 【課題への対応状況等】

令和8年1月27日(火)
令和8管理年度TAC設定に関する意見交換会
水産庁

目 次

1. 課題について	1
2. 各課題の対応状況について	
(1) TAC報告による正確な漁獲データの収集	2
(2) 原魚換算係数の確定、活き餌用漁獲量の把握方法確立	3
(3) 翌管理年度からの繰入制度	6
(4) 配分方法・融通促進制度	11
(5) シラスの管理	16
3. 今後のスケジュールについて	17

1. 課題について

- カタクチイワシ瀬戸内海系群の資源管理を推進していく上で、課題として取り上げられている事項は以下のとおり。

【ステップ1で主に取り組む課題】

- (1) TAC報告により、正確な漁獲データを収集する。
- (2) 原魚換算係数（※）を確定し、活き餌販売用の漁獲量の把握方法を確立する。　（※）生原魚重量と加工乾燥後の重量を比較して、加工乾燥重量から生原魚重量に戻すには何倍にすればよいかという数値。
- (3) 翌管理年度からの繰入制度の詳細を決定する。

【ステップ2で主に取り組む課題】※(1), (2)について、ステップ2でも引き続き取り組む。

- (4) ステップアップ期間において管理の運用のシミュレーションを実施しながら、各府県への配分の方法（留保枠設定の有無及びその追加配分方法含む）や、府県間融通の促進方策の詳細を決定する。
- (5) シラスの管理について、漁獲努力量を増やさないこと以上の取組を検討するため、具体的な検討を進める。

2. 各課題の対応状況について

(1) TAC報告による正確な漁獲データの収集

- 令和7管理年度から、ステップ1管理により、漁業法第30条の規定に基づくTAC報告が義務化された。
- SH会合での議論において、本系群については、農林統計により漁獲量が集計されているが、特に以下の例について、その量が正確に収集されていなかつた可能性があると指摘された。また、加工品の換算係数についても、実態と乖離している可能性が指摘された。

このため、ステップ1の期間において、特にこれらの点について留意して、正確な情報の収集体制を確立する必要がある、とされた。

- ・共同販売（共販）を通さず、独自のルートで流通された加工品
 - ・市場を通さずに販売された生鮮流通品
 - ・活き餌販売用の漁獲量
- なお、TAC報告に用いる原魚換算係数については、暫定的に、現時点において各府県が採用している数値を使用することとした。
(※ [【参考1の黒字】](#)を参照。確定した係数と異なる場合には、令和7年1月に遡及して修正する可能性もあるとされた。)
- 現時点において、関係府県のTAC報告体制は、大きな問題なく順調に構築されつつあり、概ね円滑なTAC報告が行われていると認識している。

2. 各課題の対応状況について

(2) 原魚換算係数の確定、活き餌用漁獲量の把握方法確立(その1)

- 原魚換算係数については、第2回SH会合（令和5年12月）で示した以下の考えに基づき検討を進めてきた。
 - ・ 過去から使用してきた数字が基本になると考えていますが、今後、より詳細な各地域の実態把握を進め、新たに客観的な根拠に基づく換算係数の提案があった場合や、相対的にみて根拠の乏しい換算係数が判明した場合には、関係府県間で公平な取扱いとなることを前提として、対応を検討していきます。
- 検討を進めた結果、以下の動きや意見があった。
 - 独自の原魚換算係数を採用している広島県・香川県・愛媛県・山口県において、原魚換算係数に関する調査が行われた。【参考1の赤字及び次ページ】
 - この結果を踏まえて関係府県間で意見交換を行ったところ、次の意見があった。
 - ・ 銘柄や時期によって原魚換算係数に差異があることが確認されているものの、現実的に、細かく製品別の原魚換算係数を定めて、これらを管理・運用することは困難である
 - ・ 瀬戸内海全域において共通の原魚換算係数を設定して、これを全てのカタクチイワシ製品に適用して管理・運用するというのが公平なのではないか
 - ・ ただし、原魚換算係数を統一することによる資源評価への影響について慎重に検討する必要がある

2. 各課題の対応状況について

(2) 原魚換算係数の確定、活き餌用漁獲量の把握方法確立(その2)

- これまでの関係府県による原魚換算係数の調査結果を下表のとおり整理した上で、以下の考えにより、統一的な原魚換算係数 (×4.5)の案を計算した。
- 令和7年12月の行政間会合で議論した結果、本案を採用することとなった。後刻、令和7年度以降の農林統計についても採用することとなった。
- なお、統一した原魚換算係数の過去（令和6管理年度以前）への適用については、資源評価へ影響を与える要素となることから、今後の課題として、慎重に検討する。

	平均換算係数(案)	備考
広 島	× 4.6	<ul style="list-style-type: none">・H5(1993)年に実施した水産試験場の調査内容(広島県東部海域産)及びR6(2024)年に実施した現地調査の内容を踏まえて採用・漁獲量3カ年平均(R3—R5) 13,007t
山 口	× 4.7	<ul style="list-style-type: none">・R7(2025)年6月～9月に銘柄別に複数回の調査を実施 カエリ × 5.1、小羽 × 4.6、中羽 × 4.4 ⇒ 平均 $(5.1 + 4.6 + 4.4) / 3 = 4.70$・漁獲量3カ年平均(R3—R5) 3,150t
香 川	× 4.4	<ul style="list-style-type: none">R7(2025)年6、7月に銘柄別に複数回の調査を実施 カエリ × 4.9、小羽 × 4.2、中羽 × 4.2、大羽 × 4.2 ⇒ 平均 $(4.9 + 4.2 + 4.2 + 4.2) / 4 = 4.375$・漁獲量3カ年平均(R3—R5) 7,176t
愛 媛	× 4.2	<ul style="list-style-type: none">・R7(2025)年9月に調査を実施・漁獲量3カ年平均(R3—R5) 4,674t
大 分	× 3.7	<ul style="list-style-type: none">・従前より水産試験場が使用・漁獲量3カ年平均(R3—R5) 1,122t

瀬戸内海海域全域に適用する統一的な原魚換算係数(案)

⇒各県の平均換算係数(案)について、漁獲量の加重平均を用いて計算。

$$\{(4.6 \times 13,007t) + (4.7 \times 3,150t) + (4.4 \times 7,176t) + (4.2 \times 4,674t) + (3.7 \times 1,122t)\} / 29,129t = 4.46 \doteq 4.5$$

2. 各課題の対応状況について

(2) 原魚換算係数の確定、活き餌用漁獲量の把握方法確立(その3)

- 活き餌用漁獲量の把握方法については、実態があるのは兵庫県・和歌山県であり、両県においてそれぞれ取組が進められている。【参考2】

2. 各課題の対応状況について

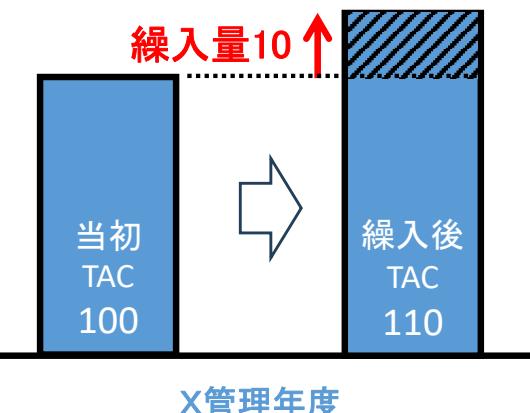
(3) 翌管理年度からの繰入制度(制度の全体像(イメージ)①)

- 本系群における「翌年度からの繰入制度」には、①翌年度から借り、使った分を翌年度から差し引く、
②翌年度において、前年度を振り返って翌年度において再調整を行う、の2つの要素がある。

【①の詳細】

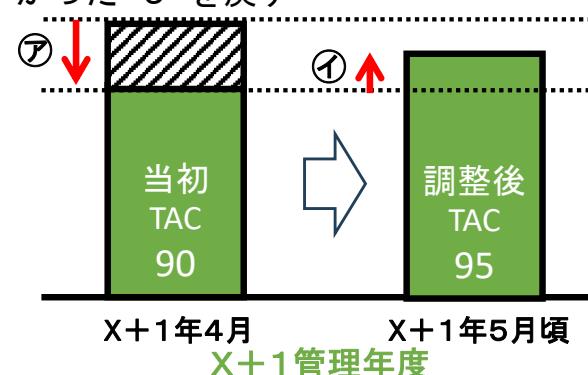
【条件】

- ・繰入れ率：10%
- ・X管理年度TAC：100
- ・X+1管理年度ABC：100
- ・X管理年度に10を繰り入れ



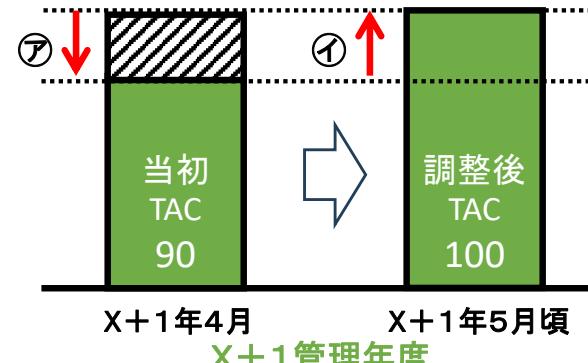
(1) X管理年度の漁獲量が105だった場合

- ② 前年度に借りた10を差し引く
- ① 前年度の漁獲量の確定に伴い、消化しなかった5を戻す



(2) X管理年度の漁獲量が95だった場合

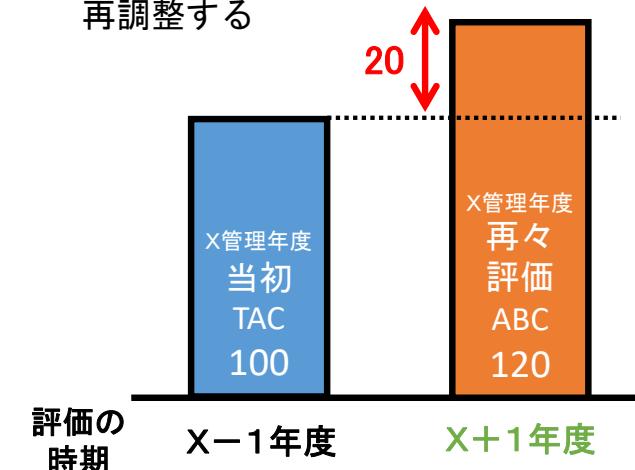
- ② 前年度に借りた10を差し引く
- ① 前年度の漁獲量の確定に伴い、消化しなかった10を戻す



【②の詳細】

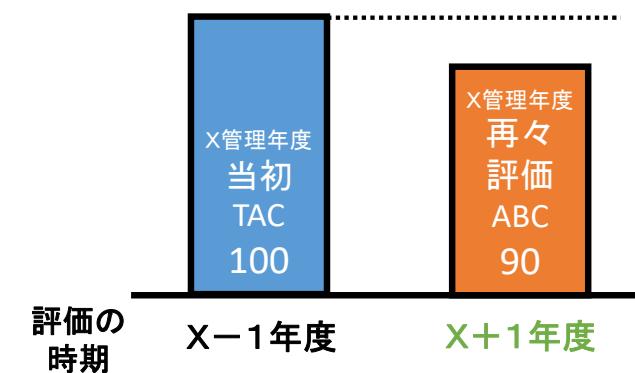
(1) 当初TAC < 再々評価ABCの場合

⇒ 20を上限に、X+1管理年度のTACを再調整する



(2) 当初TAC > 再々評価ABCの場合

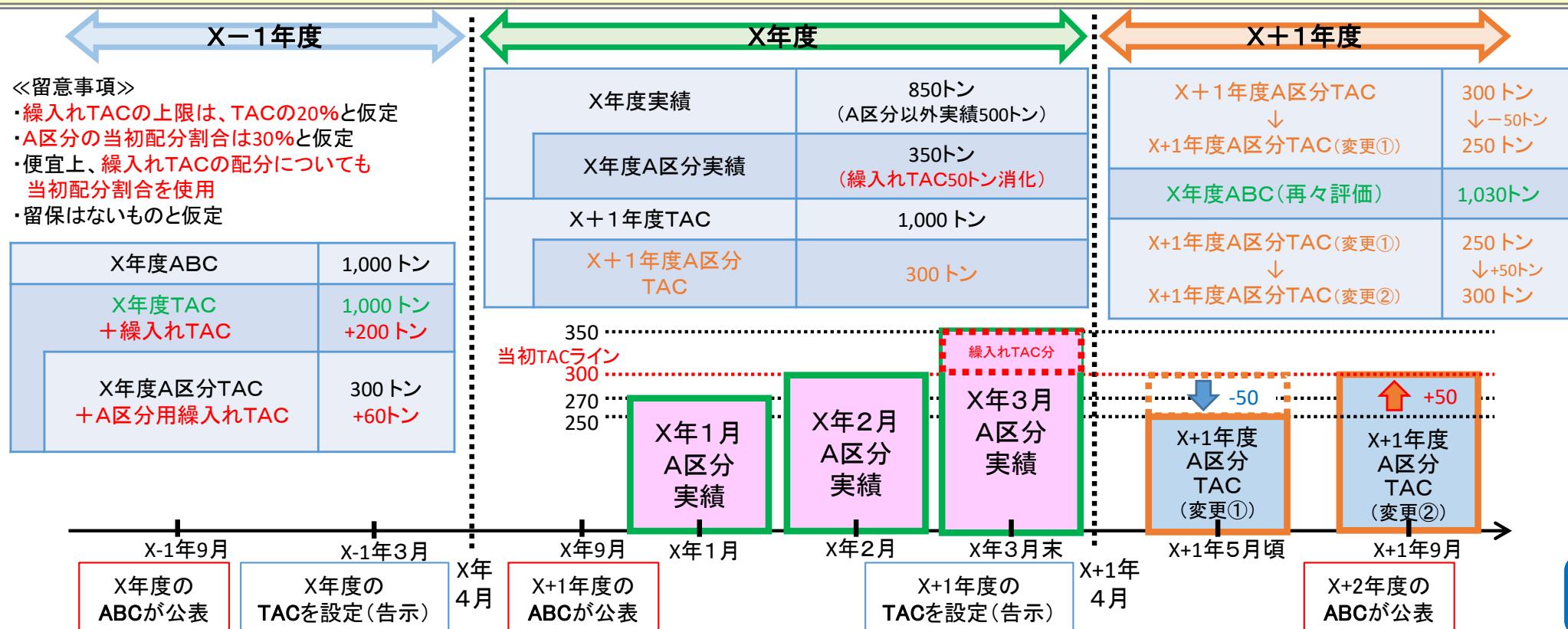
⇒ 再調整しない



2. 各課題の対応状況について

(3) 翌管理年度からの繰入制度(制度の全体像(イメージ)②)

- 前ページを踏まえ、現時点で検討している制度の具体的なイメージは次のとおり。
- X-1年度の資源評価において、X年度のABCを算出するとともに、X+1年度から繰り入れできる数量(繰入れTAC)を算出する。
(※繰入れTACの算出に用いる割合は、MSY水準の達成に与えるリスク評価の結果を踏まえて決定する。)
(※繰入れTACの配分についても、予め関係者間でルールを決めておく。)
- X年度において、配分を消化することが見込まれる県又は大臣管理区分は、申請等により、繰入れTACからの配分の範囲内で漁獲することが可能になる。
- X年度に繰り入れた分は、一旦、X+1年度の当初のTACから差し引く。その後、X+1年度においてX年度の漁獲量が確定次第、繰入れTACのうち消化した分だけが差し引かれるよう調整する。(変更①)
- X+1年度の資源評価において、利用可能となる再々評価後のX年度ABCがX年度TACよりも大きい場合には、再々評価後のX年度ABCまで獲ってよかつたものと考え、変更①で差し引いた分を再調整する。(変更②)
(※再々評価後のABCが当初TACよりも小さい場合、再調整はしない。)



2. 各課題の対応状況について

(3) 翌管理年度からの繰入制度(リスク評価)

- 前ページの繰入制度の導入に伴い、
 - 繰入れを行うことにより、その年に設定したTACよりも多くの魚を獲ることになる
 - この結果、資源に悪影響を与える可能性が高まる
 - 一方で、再調整を行う場合を除いて、多く獲った分は翌年のTACから差し引きすることになる。このことを踏まえて、繰入制度の導入が、資源に対してどのような影響を与えるかを評価するのが「リスク評価」。
- どのような影響を与えるか、については、以下の指標で評価する。
 - ✓ 10年後に目標管理基準値を上回る確率
 - ✓ 10年間に一度でも限界管理基準値・禁漁水準値を下回る確率
 - ✓ 10年間で限界管理基準値を下回る平均年数
 - ✓ 10年間で漁獲圧が F_{msy} を上回る平均年数
- 現時点において、このリスク評価を行っているところであり、この作業に目途がつき次第、具体的な繰入制度案を示して議論を進めていく。

2. 各課題の対応状況について

(3) 翌管理年度からの繰入制度(有効性の検証①)

- 第3回SH会合（令和6年5月）において、現在検討している繰入制度の有効性を検証するため、令和5年度の資源評価結果を使用して、MSYベースの資源評価を過去に実施していた場合の試算を行った（次ページ左の図）。

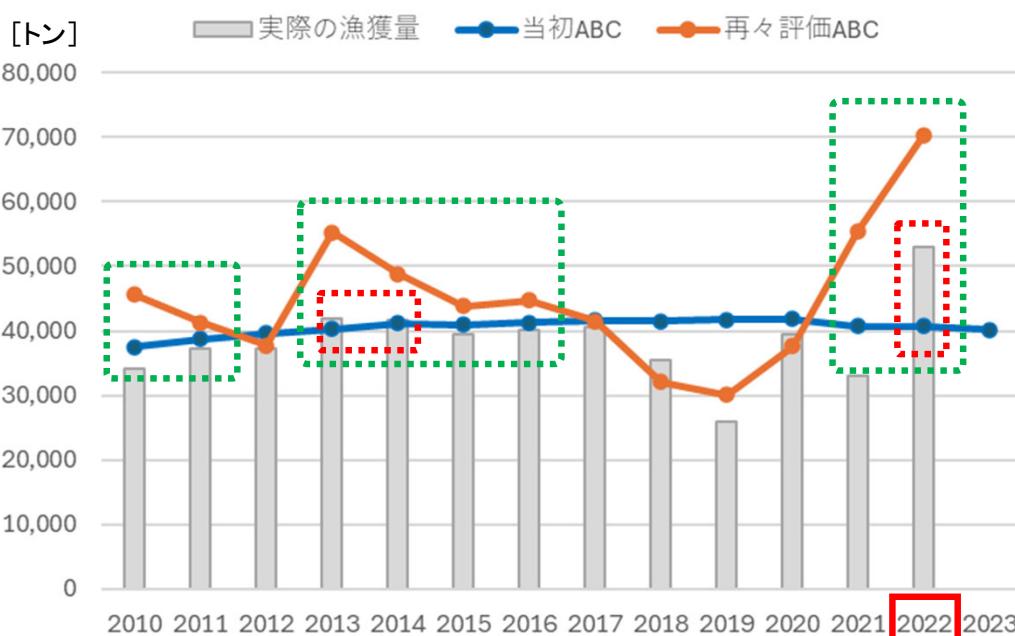
しかしながら、その後、令和4（2022）年の農林統計の漁獲量について、暫定値から確定値となる際に数値に大きな更新があった。

このため、今般、令和7年度の資源評価結果を使用して再度試算を行ったところ、次ページ右の図となった（試算に使用した令和4（2022）年漁獲量：（暫定値）52,916トン→（確定値）42,469トン）。

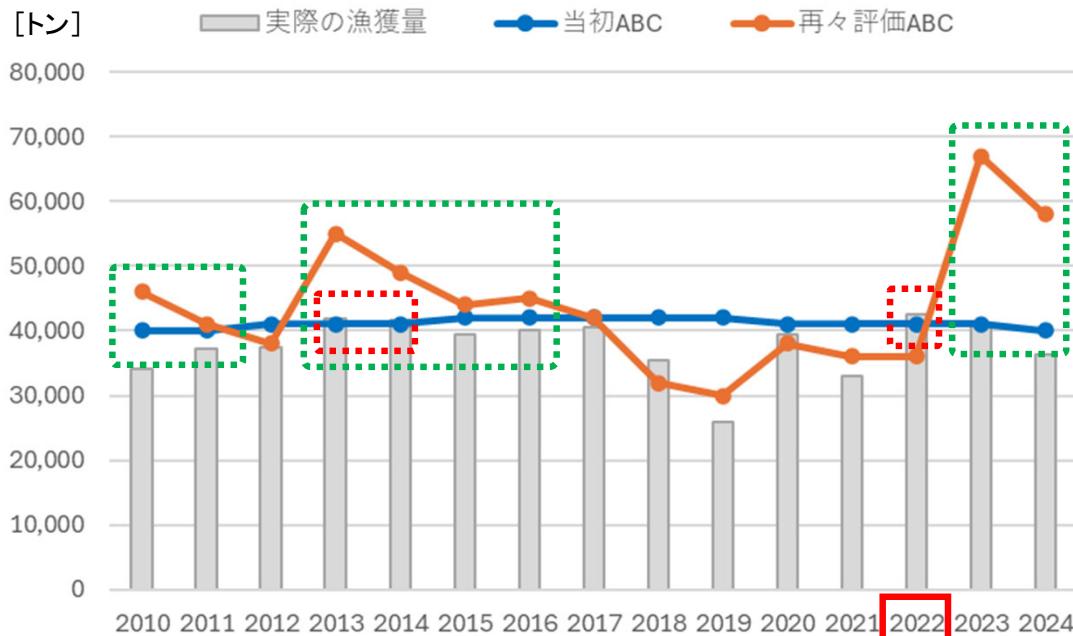
2. 各課題の対応状況について

(3) 翌管理年度からの繰入制度(有効性の検証②)

<以前の試算結果 (R6.5 SH会合資料)>



<新しい試算結果 (R7.12公表)>



※2022年の漁獲量の実績値は、農林統計の値を確定する際に大きな更新があった (52,916→42,469トン)

- 「当初ABC」によりTACが決まるため、「実際の漁獲量」が「当初ABC」を超えている場合（赤点線枠の年）、操業が止まっていた可能性があることを意味している。（こういったときに操業が止まらないようにするため、繰入制度の導入を検討している。なお、緑点線枠の年は、「再々評価ABC」が「当初ABC」を上回る年であり、その差の範囲内で再調整が行われる可能性があることを意味している。）

⇒ 以前の試算結果（左図）では2022年における「実際の漁獲量」の超過が大きくなっていたが、新しい試算結果（右図）では少量の超過にとどまっている。

⇒ この結果も踏まえて、具体的な繰入制度の検討を進めていく。

2. 各課題の対応状況について

(4)配分方法・融通促進制度(その1)

- 国の留保からの追加配分の方法や、府県間融通の促進方策といった柔軟な運用の詳細については、ステップアップ期間において、TAC報告による漁獲量の積み上がりを見ながら管理の運用のシミュレーションを実施し、検討することとしてきた。
- 検討に際しては、「主な漁期が夏場の短期間であり操業を早期に終了する府県」及び「漁期が冬～春にも及び長期間にわたり操業する府県」の操業実態を考慮する必要がある。【参考3・5】
- 以上を踏まえ、水産庁では、昨年3月以降、関係府県のTAC報告の月報を作成し、各府県と共有している。【参考4】
- 現時点における柔軟な運用の案のイメージは、P12～15のとおり。

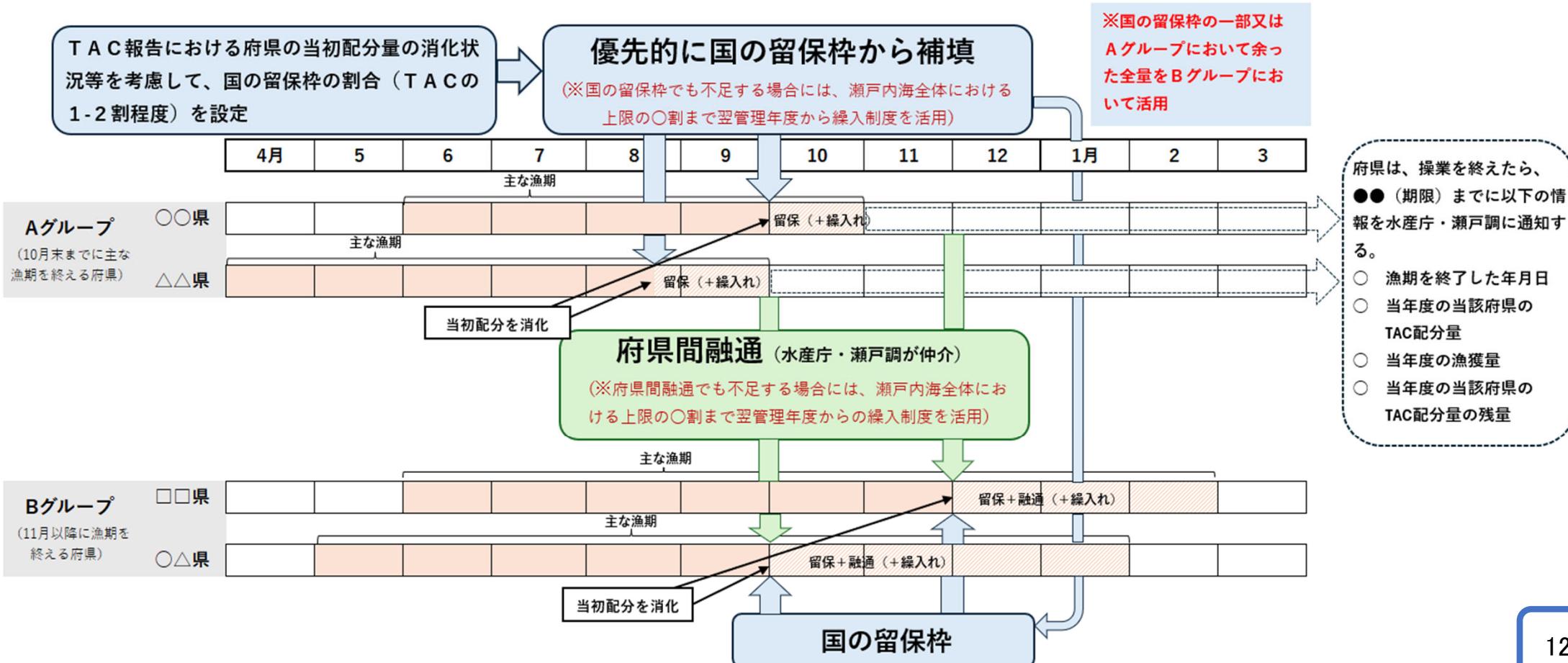
2. 各課題の対応状況について

(4) 配分方法・融通促進制度(その2)

【TACの府県への配分及び府県間融通方法の一案】

早期に操業を終了する府県は、優先的に国の留保枠を活用する。冬～春にも操業する府県には、主に県間融通と繰入制度を活用する運用とする。【参考5】

(具体的なイメージ)



2. 各課題の対応状況について

(4) 配分方法・融通促進制度(その3)

【令和8管理年度の配分方法・融通促進制度の考え方（案）】

- 配分数量：ステップ1管理であるため「44,000トンの内数」として各府県に配分する一方で、管理を行う際の参考数量（管理参考数量）として、以下のとおり留保枠1割を除いた上で、農林統計の過去3年間（R3-R5）の漁獲実績シェアの平均値を乗じた数量を算出する【次ページ及び参考6】
- 11府県のグループ分け：数量明示府県を、P15の考えに従い、Aグループ（主な漁期が夏場の短期間であり操業を早期に終了する府県）、Bグループ（漁期が冬～春にも及び長期間にわたり操業する府県）に分類する
Aグループ：香川、愛媛及び兵庫 Bグループ：広島、大阪及び山口
(現行水準：大分、徳島、和歌山、岡山及び福岡)
- 留保枠：令和8管理年度TACの1割を留保枠とする。留保は、10月までは、Aグループのみを対象に、留保枠の●割（※グループ全体の漁獲実績シェアを考慮し、要検討）までを上限に、例えば75%ルールにて追加配分を行う。11月以降は、Bグループのみを対象に、残る数量を75%ルールにて追加配分を行う。【参考7】
- 県間融通：県間融通促進のため、操業を終了した府県による水産庁・瀬戸調への操業終了通知様式を作成する等の方策を検討する（同グループ内の融通もあり得る点に留意する）。
- 繰入れ：今後決定する繰り入れできる数量及び配分・融通制度を踏まえ、要検討。

2. 各課題の対応状況について

(4)配分方法・融通促進制度(その4)

【令和8管理年度の管理参考数量（案）】

- 令和8管理年度 TAC44,000トンのうち、1割（4,400トン）を国の留保枠とするため、残りの39,600トンについて、以下の農林統計の過去3年間（R3-R5）の漁獲実績シェアの平均値を乗じて参考数量を算出する。

管理区分	【参考】農林統計 R3-R5平均漁獲量（t）	漁獲実績 シェア
大臣管理分合計	—	0.0%
知事管理分合計	41,386	100.0%
広島	13,007	31.7%
大阪	8,190	19.5%
香川	7,176	17.1%
愛媛	4,674	11.4%
兵庫	3,262	7.9%
山口	3,150	7.6%
大分	1,122	2.7%
徳島	801	2.1%
和歌山	5	0.0%
岡山	0	0.0%
福岡	0	0.0%

注:シェアの上位80%を構成する府県をオレンジセル+赤色としている

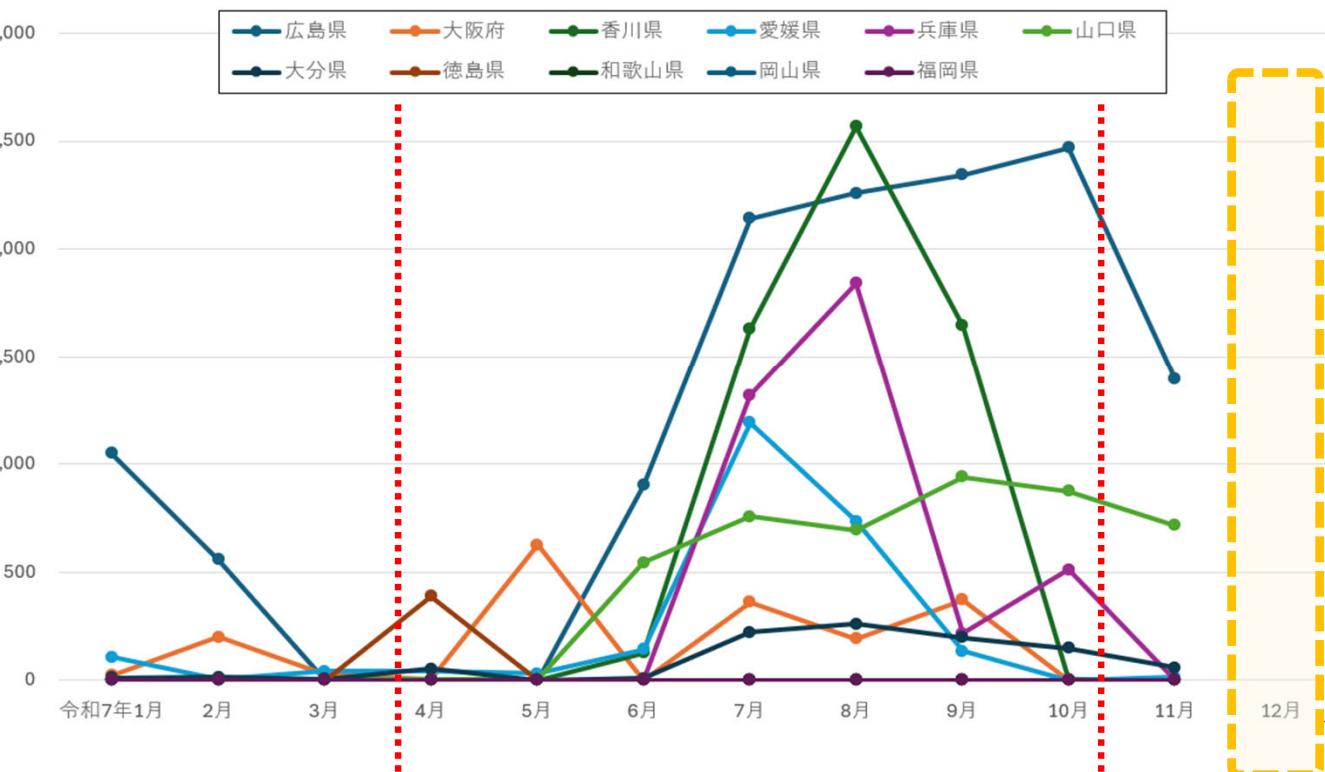
2. 各課題の対応状況について

(4) 配分方法・融通促進制度(その5)

- 4月から10月までの漁獲量が、年間漁獲量の●割 (全体のバランスを見て、今後要検討) を超える府県をAグループとする。(※現時点においては使用できるTAC報告がR7.1-11月分しかないので、R7.4-10月と、R7.1-3月+11月の漁獲量を用いて、「9割」を基準として機械的にグループ分けを行った。)
- R3-R5の3年平均では山口は上位80%を構成する府県に入らないが、この割合は基準年の取り方で変動するため、ステップ1, 2期間の試行の間は数量明示府県とみなし、今回は、上記の考えによりBグループに分類した。

[トン]

令和7年月別漁獲量の推移 (出典:TAC報告)



	4-10月	割合	1-3月,11月	割合	R7.1-11月
広島	10,113.9	77.1%	2,997.2	22.9%	13,111.1
大阪	1,554.7	86.1%	251.8	13.9%	1,806.5
香川	5,972.1	100.0%	0.1	0.0%	5,972.2
愛媛	2,280.0	93.4%	160.8	6.6%	2,440.7
兵庫	3,885.0	100.0%	0.0	0.0%	3,885.0
山口	3,816.5	84.1%	723.4	15.9%	4,539.9
大分	887.3	90.9%	89.3	9.1%	976.6
徳島	387.2	100.0%	0.0	0.0%	387.2
和歌山	0.0		0.0		0.0
岡山	0.2	98.1%	0.0	1.9%	0.2
福岡	0.0		0.0		0.0

B
B
A
A
A
B

現行水準

報告期限前

2. 各課題の対応状況について

(5)シラスの管理

- シラスの管理については、資源管理基本方針に「シラスを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める」という内容を明記している。一方で、「漁獲努力量を増加させない」の意味するところが不明瞭であり、より具体的な管理の在り方を検討するべきとの意見がある。
- このため、現状（令和7年1月1日現在）におけるシラス漁業の実態（漁業種類、許可期間、（発給されている）漁業許可及び操業実稼働ごとの漁期（盛漁期）・操業海域・経営体数・隻数など）の調査・整理を進めた。【参考8】
- また、本課題について、カエリ以上のカタクチイワシと同様に、シラスのより正確な漁獲量を把握する必要がある、との意見がある。そのため、令和7年7月、瀬戸内海全域でシラスの漁獲量の正確な把握を進めることの是非に関する調査を実施した。
この結果を踏まえ、令和7年10月の行政間会合で議論した結果、令和7年から、関係府県は年1度の頻度でシラスの漁獲量を報告することとなり、同年10月の令和7管理年度TAC変更意見交換会においてもその旨を報告した。【参考9】
- 以上を踏まえ、今後も引き続き、より具体的な議論を展開する。

3. 今後のスケジュールについて

- 今後、5つの課題について、以下のスケジュールを想定して検討を進めていく。

